



みどりねつとよねざわへいや
水土里ネット米沢平野

広報

米沢平野

第80号

令和6年4月19日



農地中間管理機構関連農地整備事業 亀岡西1期地区

おもな内容

- ◆理事長あいさつ 2・3
- ◆令和5年度通常総代会開催/令和6年度事業計画/
定款・諸規程等の一部変更改正 4・5
- ◆令和6年度予算/令和6年度各種行事予定/各課の主な業務内容 ... 6・7
- ◆令和6年度事務局機構 8
- ◆令和6年度用水計画/水窪ダム等用水状況/水難事故防止の啓発/
用水調整に関すること/土地改良施設の破損等について ... 9
- ◆シリーズ「農家の声」 10
- ◆土地改良区検査/表彰/新規採用職員紹介 11
- ◆伝言板 12
- ◆土地原簿の確認について/賦課金の口座振替領収書発行の廃止について/
相続登記の義務化 13
- ◆シリーズ「管内スポット」/編集後記 14

地区の概要

地区面積/8,883.88ha 組合員/5,564名



〒992-0012 米沢市金池五丁目9番5号

☎0238(23)0015

U R L : <https://www.yonezawa-heiya.or.jp>

E-mail : yonehei@sanae.or.jp



ご挨拶

理事長 佐 貝 全 健

令和六年度の初めにあたり、一言ご挨拶を申しあげます。

はじめに、元旦に発生した能登半島地震で被災されたすべての方々に心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧・復興をご祈念申しあげます。

昨今の地球規模の異常気象、世界的な物価高騰など、歴史を画するような様々な問題に直面しており、我が国においてもこれまで以上に食料安全保障の強化が求められています。

また、穀物や肥料原料価格の高止まり、燃料価格の上昇に伴う電気料金の高騰は、農業経営及び土地改良区の運営に影響を及ぼしています。一方で、自然災害は激甚化・頻発化しており、一昨年八月の記録的な豪雨災害、昨年六月の大雨による施設被害の発生、八月の落雷による揚水機場の火災、また、気温の高い日が続いたことによる農作物の高温障害など、甚大な農業被害に見舞われております。

このようなことから、食料の安定生産を支える生産基盤の維持・強化は、極めて重要であり、農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業にするともに、美しく活力ある農村を実現するため、低コスト・省力化と水田の汎用化のための基盤整備、農業水利施設の長寿命化や防災・減災等の、農業農村整備事業を強力に推進していく必要があります。

国は、食料・農業・農村基本法の改正のほか、食料安全保障の強化に向けて食糧危機対応とスマート農業支援を推進し、食料の安定供給とそのための生産基盤の強化に取り組むこととしており、また、令和六年度の農業農村整

備関係予算は、農業の持続的な発展、農村の振興、多面的機能の発揮のための事業展開を計画的に実施することとされています。

県は、水利施設の豪雨対策・耐震化等の防災・減災、国土強靱化を強力に推進することとしており、農地の大区画化など生産基盤の強化や、自然災害に備えた農村基盤の強靱化を戦略の柱に位置づけていただき、土地改良区として大変心強く感じております。

これらを踏まえ、令和六年度から新たな財政計画に基づき、組合員負担の軽減を図るため、土地改良区の適正な運営と円滑な土地改良事業の推進、また、男女共同参画社会実現のため、女性理事二名を加え、組織の強化を図りながら、地域の農業を守り育て、景観維持や地域防災などの社会的役割を担う土地改良区として、なお一層の努力を続けてまいります。

山形県、市町、関係機関と連携を図り、農地の集積・集約を促す大区画化の農地整備、長寿命化や災害対策が求められる農業水利施設は、計画的・効率的な補修・更新に努めてまいりますので、組合員の皆様のご理解をお願い申し上げます。

農業農村整備事業としましては、ほ場整備の「亀岡西二期地区」、「浅川地区」、新規に「荏高山一期地区」、施設保全を行う「屋代郷一地区」、「米沢一地区」、「川西東部地区」、「湍郷堰地区」、防災減災対策による、ため池整備として「間坂地区」、排水路整備の「大谷地地区」を、団体営事業については、排水路整備の「窪田二地区」、用水路整備の「堀金・六郷地区」、新規に施設保全事業の「赤湯地区」、適正化事業の「大谷地用水路」について、鋭意進めてまいります。

また、継続の調査事業は、ほ場整備の「千代田地区」、排水路整備の「柏木目地区」、管水路整備の「湍郷堰地区」を取り組んでまいります。

結びになりますが、健全な運営と土地改良事業推進のため、役職員一丸となり役割を果たしてまいりますので、組合員の皆様をはじめ、関係機関のご指導とご理解をお願い申し上げます。

令和五年度

通常総代会開催

全議案原案通り可決

三月十四日(木)ブランドホクヨウにおいて、令和五年度通常総代会が開催されました。総代(現総数六十二名)五十六名の出席を得、佐貝理事長挨拶、来賓祝辞の後、議長に第四選挙区の横山政宏総代が選任され、定款・諸規程等の二部変更改正、令和六年度事業計画一般・特別会計の予算について慎重審議の結果、全議案原案どおり可決されました。



議長を務める横山政宏総代

令和六年度事業計画の概要

一 施設の維持管理と水利調整

(1) 水窪ダム等共同施設の維持管理

山形県企業局との共同施設となっている水窪ダム等は、基幹水利施設管理事業により、東北農政局と山形県との間に締結された土地改良財産管理委託協定書に基づき山形県が維持管理を行い、県からの委託契約に基づき県の指導を仰ぎ操作点検業務を行っていく。

また、東北農政局、山形県、山形県企業局、米沢平野土地改良区による共同施設管理委員会において、水窪ダム災害対策現地本部設置基準を設け災害等の緊急時に於ける円滑な対応を行う。

- (2) 県営基幹水利施設管理事業 事業費 七六、二二〇千円
- (3) 水利施設管理強化事業 事業費 一〇三、六三三千円
- (4) 維持管理適正化事業 事業費 一一、〇〇〇千円
- ① 幹線施設 一施設
- ・ 大谷地用水路
- (5) 維持管理組合との連携強化を図り、かんがい期の用水

二 農業農村整備事業の推進

(6) 干ばつ時には、在来施設の利活用による用水確保を図る。

(7) 節水、漏水防止並びに水難事故防止の啓蒙を図る。

継続

- (1) 県営事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・ 亀岡西二期地区(高畠町) 事業費 二六〇、〇〇〇千円
- ・ 浅川地区(米沢市) 事業費 九六、八〇〇千円
- 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業基幹水利施設保全型)
- ・ 屋代郷一地区(高畠町) 事業費 七二、〇〇〇千円
- ・ 米沢一地区(米沢市、高畠町) 事業費 一一〇、〇〇〇千円
- 水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)
- ・ 川西東部地区(川西町) 事業費 二六、〇〇〇千円
- ・ 湍郷堰地区(南陽市) 事業費 二八、〇〇〇千円



○農村地域防災減災事業(ため池整備事業)
・間坂地区(米沢市、川西町) 事業費 二〇、〇〇〇千円

○農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)
・大谷地地区(南陽市、高畠町) 事業費 一〇四、〇〇〇千円

○農業競争力強化農地整備事業
農地整備事業(中山間地域型)

新規

・荻高山一期地区(川西町) 事業費 一〇〇、〇〇〇千円

(2) 団体営事業

○農業水路等長寿命化・防災減災事業
・窪田二地区 事業費 二〇、〇〇〇千円

・堀金・六郷地区 事業費 一〇、〇〇〇千円

継続

新規

○水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全型)
・赤湯地区(南陽市、高畠町) 事業費 三五、〇〇〇千円

(3) 調査計画事業

継続

○農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業経営体育成型)(計画設計)

① 農業農村整備事業実施計画策定事業(県営)
・千代田地区 調査費 四、〇〇〇千円

② 県営土地改良事業計画設計事業(団体営)
・千代田地区 調査費 一四、八〇〇千円

○農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)調査計画事業
・柏木目地区 調査費 七、一〇〇千円

○農村地域防災減災事業(特定農業用管水路等特別対策事業)調査計画事業
・浜郷堰地区 調査費 七、二〇〇千円

三 多面的機能支払交付金等

(1) 各活動組織へ指導助言を行っていく。

(2) 耕作放棄地対策として、二市二町の地域協議会の構成員として参画し、解消に努力する。

四 二十一世紀土地改良区創造運動の継続と趣旨普及

(1) 広報の発行、配布並びに愛称「水土里ネット米沢平野」の普及を行う。

(2) ホームページによる情報発信を継続していく。

(3) 住民参加型活動(施設めぐりなど)を実施していく。

(4) 土地改良区及び土地改良施設の果たしてきた役割の紹介を行っていく。

五 財政・運営

本土地区改良区の財政運営については、財政計画(令和六

年度から令和十年度)に基づいて財務状況を正確に把握し、将来に向けた各種積立を計画的に行う。また、令和六年度の当初予算については、施設の老朽化による管理費及び補修費に係る経費の増加や燃料価格・電力料金などの高騰により財政収支が厳しいなか、各種事業(県営基幹水利施設管理事業、水利施設管理強化事業等)を積極的に取り組み、区費負担の抑制を図るとともに小水力発電の売電収入等により、所要財源の確保に努めていく。

経常賦課金は、十アール当たり四、四〇〇円とし、経常的経費の節減を図りつつ、賦課金の完納を目標に収納率向上と未収対策に努力していく。

定款・諸規程等の一部変更改正

定款の変更

第二十四条第一項及び同条第五項、同条同項に係る別冊調書(一)(経費分担の基準)
・台帳整備による筆数の訂正

諸規程等の一部改正

◆役員等旅費規程(一部改正)

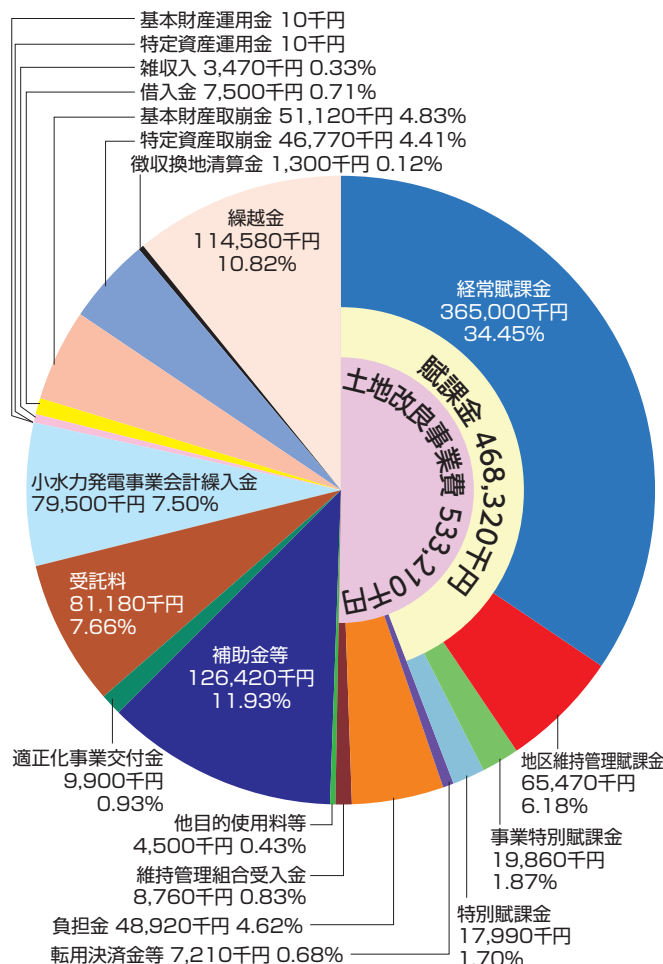
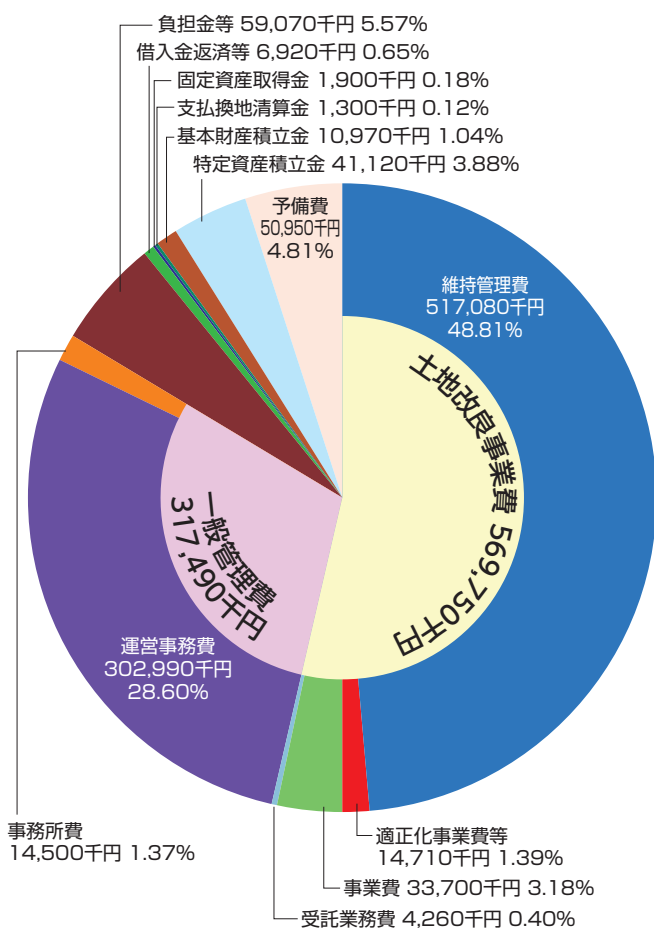
第一条第一項に係る別表第一(目的)
・実態に即した条項に改めるために一部改正(役員等の日当)

令和 6 年度 予 算

一般会計 1,059,470千円

支 出

収 入



一般会計予算内訳書

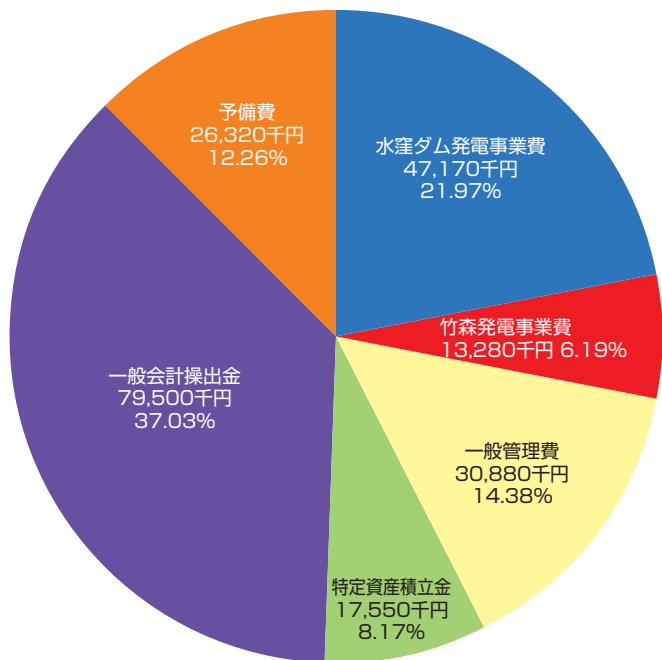
(単位: 千円)

会 計 区 分	収 入	支 出
一 般 (旧 一 般 会 計)	825,620	687,120
水 窪 ダ ム 等 共 同 施 設 維 持 管 理 費	28,120	91,110
県 営 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 (米 沢 平 野 1)	50,880	58,010
県 営 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 (米 沢 平 野 2)	7,440	9,990
県 営 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 (米 沢 平 野 3)	29,900	36,910
水 利 施 設 管 理 強 化 事 業	38,860	103,680
県 営 ほ 場 整 備 事 業 亀 岡 西 地 区	10,950	9,010
県 営 ほ 場 整 備 事 業 浅 川 地 区	5,910	5,410
県 営 ほ 場 整 備 事 業 苅 高 山 地 区	33,590	31,820
県 営 ほ 場 整 備 事 業 千 代 田 地 区	28,200	26,410
計(10区分)	1,059,470	1,059,470

令和6年度 予 算

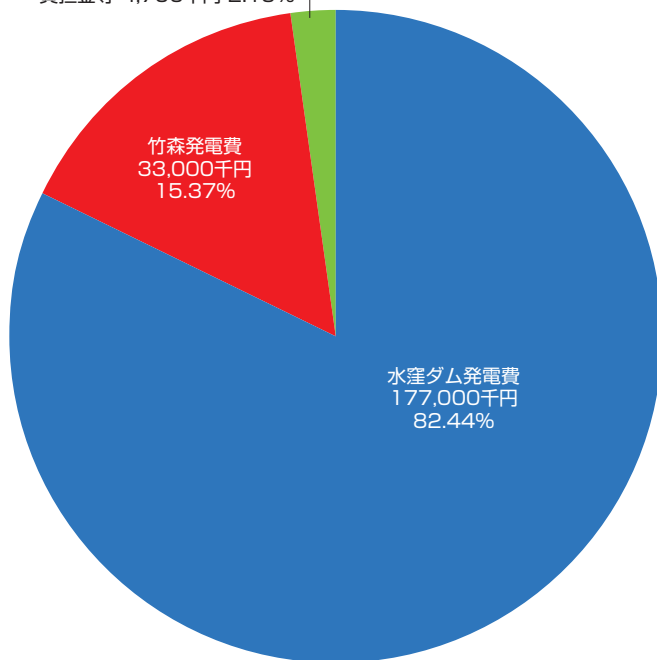
特別会計 小水力発電事業 214,700千円

支 出



収 入

負担金等 4,700千円 2.19%



令和6年度 各種行事予定

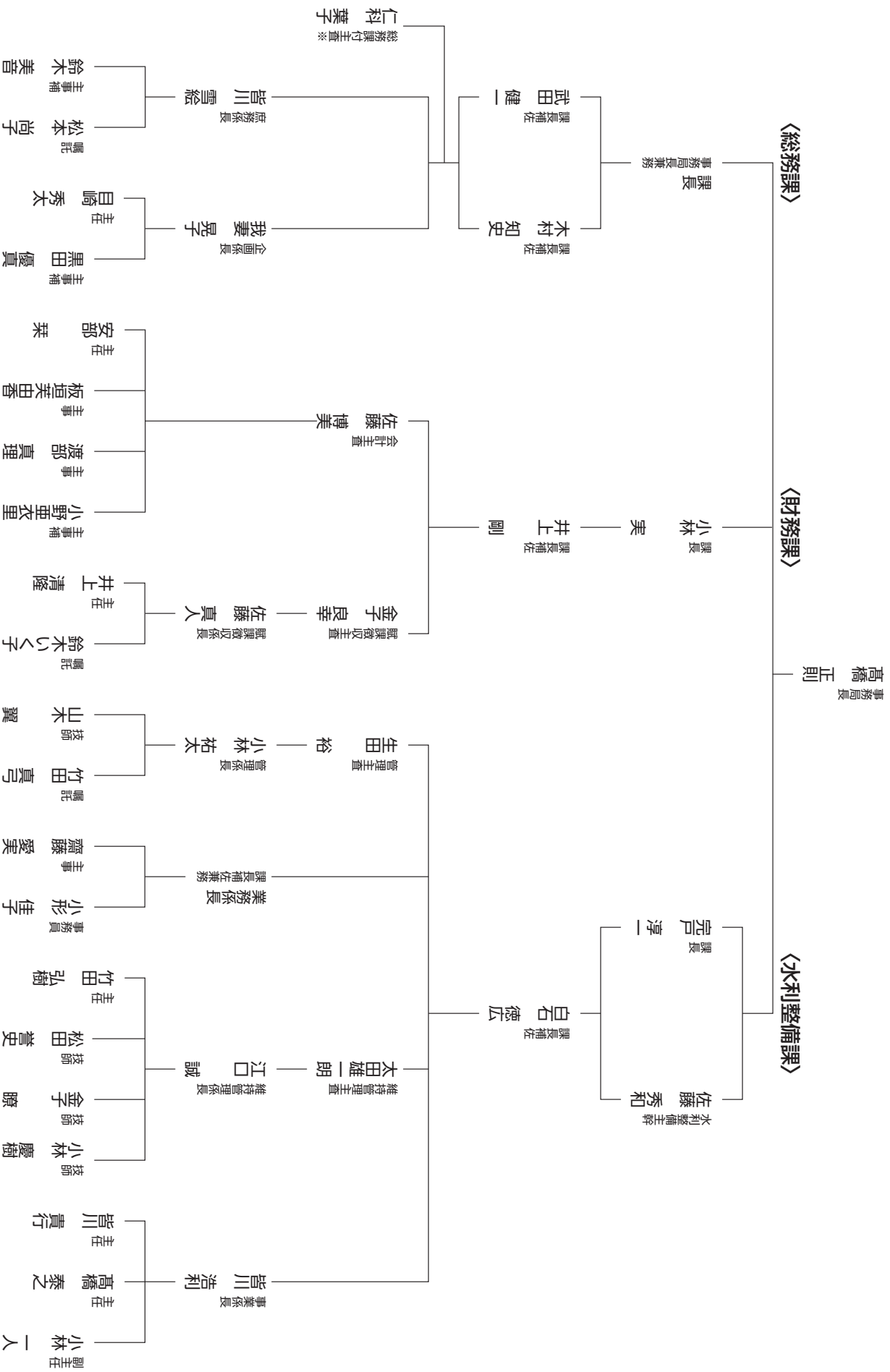
- 令和六年四月下旬
 - ・ 水窪ダム水神祭
- 令和六年六月上旬
 - ・ 役員実務研修
- 令和六年八月上旬
 - ・ 役員合同研修会
 - ・ 第二十五回米沢平野管内農業用水施設めぐり
 - ・ 『水とくらしの歴史発見』
- 令和六年九月上旬
 - ・ 第一回臨時総代会
- 令和六年九月中旬
 - ・ 水窪ダム環境美化活動「クリーン作戦」
- 令和六年十月上旬
 - ・ 水窪ダム災害訓練
- 令和六年十月中旬
 - ・ 水窪ダム収穫感謝祭
- 令和六年十月下旬
 - ・ 二十一世紀土地改良区創造運動「PR活動」農業まつり等へ参加
- 令和六年十一月中旬
 - ・ 役員研修
- 令和七年二月中旬
 - ・ 任期満了に伴う総代選挙
- 令和七年三月中旬
 - ・ 通常総代会
 - ・ 任期満了に伴う役員選挙

各課の主な業務内容

- ◆ 総務課
 - 庶務係
 - ・ 定款・規約・諸規程に関する事
 - ・ 職員等の人事、給与、服務に関する事
 - ・ 収支予算に関する事
 - ・ 総代会及び理事会並びに選挙に関する事
 - ・ 監事会及び監査に関する事、など
 - 企画係
 - ・ 研修に関する事
 - ・ 広報に関する事
 - ・ 換地計画等の誤謬に関する事
 - ・ 多面的機能支払交付金に関する事、など
- ◆ 財務課
 - 会計係
 - ・ 支払いに関する事
 - ・ 各会計の決算に関する事
 - ・ 現金、預金の運用管理に関する事、など
 - 賦課徴収係
 - ・ 賦課徴収及び出納に関する事
 - ・ 滞納賦課金の督促及び処分に関する事
 - ・ 組合員の資格得喪に関する事
 - ・ 地区除外、加入関係、など
- ◆ 水利整備課
 - 管理係
 - ・ 中央管理所操作室での遠隔操作による水の管理に関する事
 - ・ 小水力発電事業に関する事、など
 - 業務係
 - ・ 土地改良施設の管理、処分及び他目的使用に関する事、など
 - 維持管理係
 - ・ 土地改良施設の管理に関する事
 - ・ 農用地及び農業用施設災害復旧事業に関する事
 - ・ 維持管理組合に関する事、など
 - 事業係
 - ・ 農業農村整備事業に関する事
 - ・ 国、県、団体営土地改良事業に関する事、など

令和6年度 事務局機構

本年度は下記により業務を行いますのでお知らせいたします



※(全国土地改良事業団体連合会派)

令和 6 年度 用水計画

米沢平野土地改良区利水調整規程に基づく各水系の配水計画は、水利権や各維持管理組合から聴取した計画等により適期・適正な水利調整を行います。

組合員の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

通水期間

・代かき用水の開始

五月六日から五月二十五日まで耕耘状況を見ながら通水します。

・普通期

五月二十六日からは、田植え後から落水まで水稻の生育に必要な用水を通水します。

七月には中干し時期に合わせて用水調整を行います。

・出穂期

水稻の花水時期に合わせ、普通期最大の通水を行います。

・かんがい用水の終了

九月十日で終了となります。

維持管理委員会の開催

適期用排水調整及び施設の管理全般を協議します。

第一回(四月中旬)：年間計画等以降、必要に応じて開催します。

各維持管理組合においても、適正な用水配分や維持管理を行うために細部な検討を行います。

施設点検・維持管理

・ゲート及び通信設備点検

四月上旬より順次実施

・堰上げ

四月中旬より

・国土交通省関連

浜郷堰揚水機場
試験運転 四月中旬

四ヶ村堰頭首工
試験通水 四月下旬

・維持管理及び補修

水利施設全般にわたり機能発揮に努め、施設補修等が必要な場合は、早急に行います。

主要施設及び幹線水路沿いの草刈りは、年二回実施します。

干ばつへの対応

ダムの放流は計画的に行いますが、異常気象によりダムの貯水状況や河川の流況が大きく減少した場合は、ダムの放流量調整を実施します。

また、各維持管理組合より管内の状況を聞き取り、必要に応じて災害対策本部設置の検討、在来施設の利活用や仮設及び臨時揚水機等の対策を講じます。

その他

・チラシ等の配布

放流調整等が必要な場合は、チラシ等で組合員にお知らせします。

水窪ダム等用水状況

記録的な猛暑となった昨年夏、出穂期に必要な用水を確保するため積極的に放流を実施したことから、かんがい期終了時には水窪ダムの貯水量が例年になく少くなりました(写真①)。その後、次年度の用水確保のため貯水を適宜進めていきましたが、記録的な暖冬・少雪により、例年であれば3月から行う本格貯水を1月17日から開始しています(写真②)。



(写真①) 令和5年9月11日貯水状況



(写真②) 令和6年3月11日貯水状況

このような異常気象により、かんがい開始直後から河川自流の低下が懸念されます。用水不足が生じないよう配水管理に万全を期しますが、限りある水資源ですので、組合員の皆様におかれましても、ほ場の漏水防止対策や効率的な水管理にご理解とご協力をお願いいたします。

農業用水路等での人身事故防止のために……

農業用水路等には、通年水が流れていたり、ため池にも近づくことができます。

また、かんがい期間の5月から9月は、特に水量が増え小さな水路でも流れが速く大変危険です。

ご家庭の周りに危険な水路、農業水利施設がないか確認していただき、充分注意して下さるようお願いいたします。



**あそばない
あそばせない
ちかよらない**

～米沢平野土地改良区ホームページ「用水状況」より「水窪ダムの用水状況」について紹介しております～

用水調整に関すること

24時間対応

【連絡先：中央管理所
☎0238-37-8011】

土地改良施設の破損等について

【連絡先：水利整備課維持管理係
☎0238-23-3070】

農家の声

No.27



■鈴木巖さんのプロフィール

米沢市小野川町生まれ。高校卒業後から農業に従事し、専業農家として四十八年になられました。現在は、奥様と二人で汗を流し、また、地元の方などにもお手伝いをいただきながら、主に米や在来種大豆、昔ながらの栽培方法で『小野川豆もやし』をつくり続けています。

また、八年前からは、花卉(りんどう)栽培にも取り組まれていきます。

(経営面積)

- ・ 稲作 (190 a)
- ・ はえぬき、雪若丸、あきたこまち
- ・ 在来種大豆 (105 a)
- ・ 豆もやし用として栽培
- ・ そば (86 a)
- ・ りんどう (25 a)



水田への用水系統、地区面積等について

この地区の用水は、大樽川(小野川堰)から取水しています。以前は二七ヘクタールほどありましたが、現在作付けしているのは、五ヘクタールほどになりました。小野川堰組合で管理していますが、小野川堰からの導水路(約一、八km)が素掘り水路であるため、維持管理に大変苦労をしています。そのため多面的機能支払交付金で水路を入れていますが、すべてに水路が敷設されるのは、まだまだ先のことです。

小野川温泉の歴史と風土が育む『豆もやし』

明治時代に小野川地区は二回の大火に見舞われました。その復興として、小野川町内の旅館も含めた七十戸の農家みんなで『豆もやし』を商品化して、米沢市内の八百屋に売ってもらおうということから始まったと聞いています。その後、大正十一年に『小野川豆もやし業組合』が設立され、共同で生産されるようになりました。

『豆もやし』づくりは、大豆の生産から始まります。六月の『播種作業』から十一月の『はせ掛け乾燥作業』までは『豆もやし』に適した大豆に育てるため、できるだけ手作業で行います(※下記写真参照)。手間暇をかけて品質の良い、完全に熟した大豆を生産することが最も大事です。

栽培方法は『温泉地ならではの方法』で流れてくる温泉のお湯に水路の水で水温を調節しながら栽培小屋へと導きます。小屋には室むろこと呼ばれる木箱があり、水耕栽培ならぬ『砂』で栽培します。湯熱で温められた室の中に砂を敷き詰め大豆をのせ、しっかりと覆いで覆います。室の温度管理のため朝晩の見回りは欠かせません。その作業を繰り返した七日目の朝に大きく育った豆もやしを収穫します。おひたしや鍋をはじめ、置賜の郷土料理、冷や汁の具としてもミネラルなど栄養たっぷり温泉砂(水)で育てられた『小野川豆もやし』を是非食べていただきたいです。

シリーズ「農家の声」第二十七回目は、米沢市小野川町の鈴木巖さんをご紹介します。米沢市の奥座敷小野川といえは、温泉とその温泉熱を利用して栽培される伝統野菜の『小野川豆もやし』が有名です。多いときは七十戸ほどあった豆もやし農家も、現在は二軒のみとなり、その内の一軒が鈴木巖さんです。現在も、百五アルルほどの土地で品質の良い大豆を生産し、『小野川豆もやし』を守り続けています。また、花卉栽培(りんどう)にも力を注いでおられ、昨年開催された『第二十三回おきたまフラワーショー』花卉品評会では『りんどう(ハイジラフ3号)』が最優秀賞に選ばれました。



小野川の地で栽培される『りんどう』

商品価値の高い『りんどう』を生産するには、除草剤が使えず全て手作業になるので、人手やお金もかなり非常に大変です。

私のところでは、地元の方や知人など多くの人に手伝っていただけるため、お陰さまで『豆もやし』をはじめ、『りんどう』栽培を続けることができます。

また、高収入を得るには上位(秀)の等級にランク付けできるものを多く出すことが重要で、私が出荷している『りんどう』は手間暇を惜しまず栽培することで上位の等級で単価も高いものになります。小野川の寒暖差のある気候や農地の地力などが、りんどう栽培の条件に適していたのだと思います。

最後に一言お願いします

今までも自分が納得いくような仕事をしてきましたが、これからもお客様に喜んでいただけるよう、品質の良いものを生産していきたいと思っています。

また、私も年なので、経営を縮小せざるを得ないと思いますが、『豆もやし』づくりを本気で継ぎたいという意欲のある人には、私が持つ知識や技術を伝えながら仕事を覚えてもらい、いずれは後継者となっていただければありがたいなと思っています。

事務局から

取材した時期(二月)は、出荷時期の最盛期でしたが、お忙しい中でも、快く取材に応じていただき、有り難うございました。

お土産にいただいた『小野川豆もやし』は、お味噌汁(豆腐、油揚げ)にして、改良区職員で美味しくいただきました。この『小野川豆もやし』は、旨味や食感も楽しんでお味噌汁の具として最高です。ご馳走様でした。



土地改良区検査(土地改良法第132条検査)

令和 5 年 12 月 19 日(火)土地改良法第 132 条第 1 項の規定に基づき土地改良区検査が実施されました。

山形県置賜総合支庁産業経済部農村計画課の長谷川課長補佐並びに山口主任主査より、組織及び運営に関する事項、事業に関する事項及び会計経理に関する事項について検査を行っていただきました。

検査講評では、女性理事の登用や畑地化促進事業に係る土地改良区決済金等支援に関する諸規程等の整備に積極的に取り組んでいることなど、業務運営の円滑な事業実施に努めたことが評価されました。

今後も組合員の負托に応えるため、堅実な事業運営に努め、コンプライアンス体制の充実を図ってまいります。



検査状況



検査講評

(法第132条検査の目的)

検査は、法令や法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程及び土地改良事業計画等を土地改良区に遵守させ、土地改良区で行う事業の円滑な実施に資することを目的としています。これに加え、不正行為等の予防及び是正、組織強化及び運営改善の指導の目的も有しています。

おめでとうございます



土地改良事業団体連合会置賜支庁

土地連支部
功労者表彰

令和六年二月二十日(火)長井市「タスパークホテル」において、令和五年度山形県土地改良事業団体連合会置賜支部通常総会が開催され、皆川浩利事業係長が土地改良功労者として表彰されました。

水利整備課 事業係長 皆川 浩利



土地改良区の性格(概要)など基礎知識を学びます。

三月二十九日(金)当土地改良区事務所において、令和六年度新入職員研修会を実施しました。

よろしく願います！



くろ だ ゆう ま 真
総務課企画係 (高島町)



わた なべ ま り 理
財務課会計係 (南陽市)

令和六年四月一日付

新規採用職員紹介

伝 言 板

賦課金等の各支払いは「コンビニでの納付が可能」となっておりますので、下記までお問い合わせください。
 財務課賦課徴収係 TEL 0238-23-0015

◎令和 6 年度の賦課期日及び納入期限

期 別	賦課期日	口座振替日	納入期限	賦課基準日
第 1 期	令和 6 年 7 月 10 日	令和 6 年 7 月 25 日	令和 6 年 7 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日現在の土地原簿記載面積により賦課します
第 2 期		令和 6 年 10 月 25 日	令和 6 年 10 月 31 日	

■賦課金は納入期限内にお願いします

土地改良区の賦課金は、施設の維持管理費や事業の償還金となる重要な運営費です。これを滞納されますと運営に支障をきたし、組合員間に不公平等が生じることとなります。

滞納した賦課金は法に基づき滞納処分(預金、不動産の差押等)を実施する場合がありますので、納入期限内の納入にご協力くださるようお願いいたします。

■賦課金の納入は便利な口座振替をご利用ください

- ◎賦課金納入のために、土地改良区及び農協窓口へ行く手間が省けます。
- ◎一度手続きしますと、納入忘れが防げます(納入期限の前に残高確認をお願いします)。


資格変更・農地転用・施設使用等の届出は組合員の方の義務です!

◇組合員資格に移動がある場合
 公共機関(市町、農業委員会、法務局等)及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等に変更されません。移動がありましたら、速やかに届出してください。

- ◎農地の移動(売買、賃貸借、交換等)
- ◎農業者年金受給等による経営移譲
- ◎死亡または生前一括贈与による名義変更
- ◎住所、氏名、法人名義等の変更

◇農地を転用する場合(公共用地に買収された時も届出が必要)
 ◎公共用地(道路、水路)への買収による転用 ◎田から宅地等への転用
 ※転用に伴う地区除外申請は、手続きに2~3ヶ月かかる場合があるため、早めにご相談ください。

◇土地改良施設を利用する場合
 ◎雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
 ◎土地改良施設用地を出入り口等他目的に使用



■滞納賦課金は新資格者が負担

農地の移動(売買等)において、その土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法の規定により、新資格者に滞納賦課金が承継され、支払う必要が生じますのでご注意ください。

■土地原簿の確認について

組合員の皆様が所有または耕作している土地の所在地、地目、地積、賦課種目を確認することができますので、必要な方は申請してください。

申請については、米沢平野土地改良区事務所の窓口または当土地改良区のホームページに申請書がありますので、印鑑、身分証明書を当土地改良区事務所にご持参のうえ申請してください。なお、組合員本人以外の方が申請する場合、委任状が必要になります。



■賦課金の口座振替領収書発行の廃止について

当土地改良区では、賦課金を口座振替で納付いただいた組合員の方へ領収書を発行しておりましたが、令和 5 年度の賦課金口座振替分より領収書を発行しないことといたしました。

確定申告の際には、毎年 7 月にお送りしている賦課金通知書と通帳を照合して賦課金の納付額を確認することができます。経費節減の一環として取り組ませていただくもので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、諸事情により領収書が必要な場合は、財務課賦課徴収係 (TEL 0238(23)0015) までお問い合わせください。

■相続登記の義務化

令和 6 年 4 月 1 日より相続登記の申請が義務化されました。

不動産(土地、建物)を取得した相続人は、その取得を知った日(あるいは遺産分割協議が成立した日)から 3 年以内に相続登記の申請をしなければならなくなりました。施行日前の相続であっても 3 年間の猶予期間のうちに申請することが義務づけられ、正当な理由がなく申請を怠ったときは、10 万円以下の過料が科せられる可能性があります。

近年、農地について相続が発生しても、登記名義人が変更されず権利関係が不明確となるケースが多くなっており、狙い手への農地の集積・集約化を進める上で阻害要因となっていました。申請が義務化されたことにより、所有者不明土地の発生や農地の管理不全化を防止できると期待されています。

※詳細は法務省や法務局ホームページをご覧ください。

－ 表紙の説明 －

- 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 地区名 亀岡西地区(1期・2期)
- 関係市町 山形県東置賜郡高島町
- 事業期間 令和3年度～令和7年度
- 受益面積 68.7ha(計画 田 59.6ha、畑 9.1ha)
- 総事業費 1,316百万円
- 事業量 区画整理(整地工)A=68.7ha、
用水路工(パイプライン)L=6.7km
排水路工 L=7.9km、道路工 L= 8.5km
地下かんがい工 A=59.3ha

※表紙の写真は北側からドローンで撮影した1期地区となります。



米沢平野管内スポット

～転作大豆の作業受託で農家に貢献～



『有限会社 エキスパートファーム』



稲作農家の方々、それぞれの地域で気候特性や土地の条件などを考えながら、大豆、小麦、飼料用米、野菜など一定の面積を米以外の作物に切りかえて生産し、皆さん大変な苦勞を重ねながら転作に取り組んでおられます。

今回は、その転作大豆の作業受託で農家の皆さんと共に活動している米沢市六郷町の『有限会社エキスパートファーム』代表取締役の長谷部浩一さんにお話を伺いました。



有限会社
エキスパートファーム
代表取締役
長谷部浩一さん

■エキスパートファーム設立のきっかけについて

当社の設立当時は土地利用型作物での転作が始まった頃で、当時、六郷地区の青年部の皆さんが労力と時間をかけ、大豆やソバなど手間のかかる栽培をしていました。特に大豆は刈り取り・乾燥後、ハウス内などに移動し、脱穀機を使っての大変な作業（さやから豆を出す）を行っていたため、その作業を機械化することで、農家の方々が少しでも楽にできるようにとの思いから、平成十六年九月に設立しました。

■会社の経営面積、業務内容等について教えてください

私が平成二十八年から二代目の代表となり、現在は役員五名を含む、社員十三名で活動しています。現在の経営面積は、四十六ヘクタールで、その内、転作大豆の作業受託が約三十六ヘクタールになります。残りの十ヘクタールほど

は農地を借り入れ、すべて大豆をつくっています。私も含め役員の方々は個人で米づくりをしています。転作による大豆栽培は個人対応が難しいため、すべて当社で引き受けています。



大豆(里のほほえみ)

- ① 播種（六月）
- ② 中耕培土（七月から八月）
- ③ 刈り取り・乾燥調整（十月中旬から十一月中旬）
- ④ 選別・出荷（十二月中旬から翌二月上旬）

一連の作業の内、乾燥調整だけは八法人組織が加入している「米沢市大豆協議会」で取り扱っている面積を当社と「農事組合法人ドリームファクトリー（米沢市窪田町）」さんと分けて作業をしています。



私どもでは、経営面積四十六ヘクタールの他に広幡町の「株はたファーム」さんと田沢の「アグリ三澤」さんと収穫した分を乾燥調整しています。十二月からは七人で選別・出荷作業（左上写真）にあたっています。

大豆の出荷はJAにしています。販売収入だけでは、大変厳しいものがあり、畑作物の直接支払交付金（面積払・数量払）や産地づくり交付金がもたらえて、なんとかやっていけるような状況です。この交付金がなくなれば、赤字になってしまい、会社運営を続けることが難しくなるのではと危惧しています。

また、冬期の業務としてJA関連施設や米沢平野土地



土地改良区駐車場の除雪作業

改良区事務所（駐車場）の除雪作業を受託していることも大きな収入源になっています。

■エキスパートファームさんのPRをお願いします

これから農業をする人が減少していくなかで、耕作放棄地にならないよう地域の農地を守っていくことが必要です。それには農家個人の方々の負担を減らし農業を続けられるように、作業受託という形で、貢献できればと思っています。日本の文化は米づくりから始まっています。その貴重な文化を守るために、私たちはこれからも頑張りますので、農家の皆さんご協力をよろしくお願い致します。

編集後記

編集にあたり、ご協力いただいた皆様にお礼申し上げます。元日の能登半島地震発生は、自然災害への無力さと恐怖を実感しました。私は、以前「世界農業遺産」の能登半島へ行く機会があり、日本の原風景「白米千枚田」や「輪島朝市」の賑わいを思い出しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げ一日も早い復興を祈念いたします。

さて、今冬は、暖冬少雪で水不足が心配されます。当土地改良区としては、順調な水利調整のため、努力してまいりますので、組合員皆様の一層のご協力をお願いいたします。終わりに、今号に関するご意見・ご感想、次号に向けての情報等をお待ちしておりますので是非お寄せください。（編集委員 高橋 嘉門）